

令和3年度 岡山県在宅医療推進協議会

日 時：令和3年10月5日（火）
18:30～20:00
Web会議（Zoom）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 内 容

（1）第8次岡山県保健医療計画の中間見直しについて（報告）

（2）意見交換

4 その他

5 閉 会

岡山県在宅医療推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民が住み慣れた地域で、望ましい療養生活ができる社会の実現に向けて設置する岡山県在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）について、組織その他の必要事項を定める。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療の確保及び連携体制の構築に関する事項
- (2) その他在宅医療の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員18名以内で組織する。

- 2 委員は、保健医療福祉関係者、学識経験者、その他岡山県において在宅医療を実施する機関の関係者の中から知事が委嘱又は任命する。
- 3 知事は、協議事項により必要があると認めるときは、その都度、当該協議事項に関して専門的知識を有する者を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）として出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部医療推進課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

岡山県在宅医療推進協議会委員名簿

機関名	役職	名前
岡山県老人福祉施設協議会	会長	赤畠 耕一路
(一社)岡山県老人保健施設協会	会長	秋山 正史
(公社)岡山県看護協会	専務理事	植野 真寿美
(公社)岡山県医師会	常任理事	内田 耕三郎
(一社)岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	会長	江田 純子
岡山県市長会	高梁市長	近藤 隆則
浅口市地域包括支援センター	所長	佐能 三保子
(一社)岡山県介護福祉士会	参与	田渕 美野里
(一社)岡山県歯科医師会	理事	土肥 範勝
(一社)岡山県薬剤師会	理事	名賀石 繁
(一社)岡山県病院協会	会長	難波 義夫
岡山県保健所長会	会長	則安 俊昭
(一社)岡山県介護支援専門員協会	会長	堀部 徹
(一社)岡山県医療ソーシャルワーカー協会	会長	森田 千賀子
(公社)岡山県栄養士会	副会長	森光 大
岡山県町村会	会長	山崎 親男
岡山県障害福祉施設等協議会	理事	吉岡 博子
国立大学法人岡山大学	教授	賴藤 貴志

(五十音順)